

平成 6年10月 1日	制定
平成11年 4月 1日	改正
平成12年 3月13日	改正
平成18年 8月30日	改正
平成22年 6月11日	改正
平成24年 1月31日	改正
平成26年 9月30日	改正
平成29年 3月16日	改正
令和 4年 3月 9日	改正

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和4年3月

岡 崎 市

目 次

	ページ
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 農業の現状	1
2 農業構造の現状及び見通し	1
3 農業経営の目標	2
4 農業経営基盤の強化の方策	3
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	6
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	2 8
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標	3 1
1 農用地の利用の集積に関する目標	3 1
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	3 1
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	3 2
1 利用権設定等促進事業に関する事項	3 3
2 人・農地プランによる担い手への農地集積・集約化の推進	3 9
3 農地中間管理事業の推進に関する事項	3 9
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その 他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	3 9
5 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実 施の促進に関する事項	4 2
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事 項	4 3
7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	4 3
8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	4 4
第5 その他	4 5
別紙1 (第4の1の(1)カ関係)	4 6
別紙2 (第4の1の(2)関係)	4 9

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

本市は、愛知県のほぼ中央部にあり、面積は 387.20 km²で、県内では3番目に広い面積を有している。市域の大部分は三河高原の西端に位置する丘陵台地、花崗岩層地帯であり、主要な市街地は、ほぼ平坦な低位段丘面上にあり、市街地に入り組む形で丘陵地が点在している。台地東側はなだらかな丘陵地及び山地が発達し、山間部は木曾山系に連なる標高 700m級の数条の山地からなっている。市域の西部を矢作川が北から南へ貫流し、沿岸に肥沃な沖積層地帯があり、本市の主要な農業地帯となっている。

また、市域の中央部を支川乙川が東西に流れ、矢作川とともに農業用水の貴重な水源となっている。

このような地形において、多種多様な農産物が生産されており、米、小麦、大豆、ナス、イチゴ、ジネンジョ、センリョウ、観葉植物の生産は県内でも上位を占めている。

本市岡崎地区では水田農業を中心とした兼業農家が多くを占め、農業は都市近郊型が主体であり、水稻を中心に施設野菜・施設花き・果樹・畜産が行われており、水田の転作作物として小麦及び大豆の作付けが多い。

額田地区では、水稻が主体であり水田の転作では小麦や大豆、ソバが作付けされている。水稻以外では露地野菜、茶等中山間地域をイメージさせる作目が栽培されている。兼業化が著しく、経営耕地が狭小であり、土地利用型農業を中心として担い手不足と土地利用率の低下が問題となっている。

丘陵地及び山地では、野生獣による農作物被害も深刻化している。

また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症等について、農業経営や農業活動に及ぼす影響が懸念されており、事態に適応・改善のできる柔軟な経営が必要となっている。

令和3年に発表された「みどりの食料システム戦略」では、2050年を目標に農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大等を目指すべき姿とし、持続的な産業基盤の構築、国民の豊かな食生活、地域雇用や所得増大、安心して暮らせる地球環境の継承を期待される効果としており、本市においてもAIの導入によるスマート農業の普及・効率化や環境に配慮する農業のより一層の推進に努め、国の戦略と方針を同じくしていくことにより一歩先を見据えた農業の進展に寄与することが急務となっている。

2 農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造は、全般的には農業後継者の不足及び農業従事者の高齢化により、販売農家が平成17年度（2005年度）2,578戸、平成22年度（2010年度）2,027戸、平成27年度（2015年度）1,518戸、令和2年度（2020年度）1,080戸（2020年農林業センサスより）と年々減少している状況である。

こうした状況下において平坦地域では、今後兼業農家の高齢化が進む中、機械更新時や世代交代等を機にさらに兼業農家から担い手への農地の流動化が一段と進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農家数の減少及び高齢化のみならず、獣害による耕作意欲の減退や条件不利地であることから、担い手に集積されず、遊休化する農地が増加している。これを放置すれば利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地における営農に大きな支障をきたすおそれがある。

3 農業経営の目標

本市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和12年度（2030年度）へ向けて、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を実践する経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についても、さらなる経営基盤の強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして下表のとおりとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

青年農業者、女性農業者に対しては、次代の経営主あるいはパートナーシップ経営の実現に向けて、地域における男女共同参画の推進等関連施策の活用や関係機関と連携しつつ、組織活動への参加誘導及び活動支援、技術・経営管理能力の向上、経営参画の推進、地域社会における能力発揮の支援、*家族経営協定の締結等に取り組む。

*家族経営協定

農業経営に携わる全ての家族世帯員が、意欲とやりがいのある魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めたもの。

効率的かつ安定的な農業経営の目標	年間農業所得	一人当たりの年間労働時間
	主たる従事者1人当たり 概ね400万円 基幹経営体当たり 概ね800万円	概ね1,800時間
	※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） ÷45年間（20歳から64歳）≒400万円	
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	主たる従事者1人当たり 概ね250万円	概ね2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者への支援

将来の本市の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、担い手の確保・育成を推進するため岡崎市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、あいち三河農業協同組合（以下「農協」という。）、愛知県西三河農林水産事務所（以下「農林水産事務所」という。）等の関係機関で構成する岡崎市担い手育成総合支援協議会（以下、「担い手協議会」という。）を十分に機能させ、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれらの周辺農家に対して担い手協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取

組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施や導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

(2) 農用地の利用集積の推進

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、及び意欲的な農業者や生産組織に対しては、関係機関が農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

(3) 効率的な農業の推進

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農協の営農受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県西三河農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県西三河農業改良普及課」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型の改善、品種の改良による高収益化や新規作目の導入を推進する。

販売価格の低下にともない、今後は経営規模の拡大が望まれるが、より効率的な働き方も求められる。土地利用型農業においては、農作業機械の高性能化を進める。しかし、園芸など機械化が困難な作目については、苗購入による育苗作業の軽減、イチゴパッキングセンターの利用による出荷調製作業の軽減といった外部への作業委託を進めるなど、効率的な作業体系を構築し、規模の拡大を進める。

さらに、すべての農業分野において、ICT（情報通信技術）等を活用したスマート農業やGAP手法の普及により、農産物の品質向上や農作業の省力化を推進する。

(4) 集落営農組織の組織化・法人化の推進

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、集落営農組織の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう集落に係る団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう関係機関、団体と協力しながら推進していく。

(5) 中山間地農業の推進

本市の中山間地域は、耕地が狭小で生産者の高齢化も進んでいる。認定農業者等の担い手の不足が見込まれる地域においては、農協、農協が出資する農地所有適格法人、株式会社アグリみかわ（以下、「(株)アグリみかわ」という。）、集落営農組織、農村

RMO等による農作業受託組織の強化を図るとともに、本市、農協及び県立農業大学の農業研修生からの新規就農者、地域と調和した適正な農地利用を前提とした企業等の参入など意欲ある多様な担い手を発掘していく。

中山間地域の特性を活かし、水田にはソバ、園芸品目としてジネンジョ、ワサビ、山菜、センリョウ、クリ等及び茶の栽培を進め、付加価値の高い農産物を消費者にアピールするとともに、中山間地域等直接支払制度により所得差の緩和を図りつつ、小型施設の導入を推進し収量の向上や安定生産を目指す。

また、防除、捕獲、環境整備の3本柱として広域的な獣害対策に取り組む。

(6) *遊休農地の解消の推進

担い手の減少や高齢化等により遊休農地が増加している。良好な営農環境を保全し、限りある資源である農地を有効活用することにより地域農業の活性化を図っていくため、農地の利用状況調査により遊休農地と判断された土地の地権者への意向調査結果をもとに、本市は、農業委員会、農協、農林水産事務所等の関係機関とともに、現況の把握及び情報の整理を行い、遊休農地の発生を抑制できるよう対策する。また、積極的に新たな担い手等へ農地の流動化を図られるよう農地中間管理事業も活用しながら啓発活動を推進していく。

中山間地域における遊休農地の大きな要因である獣害については、岡崎市鳥獣害対策協議会が主体となり、広域的な防護柵の設置等の獣害対策の促進を図り、獣害による農産物の被害を防止することにより、農地の利活用の活性化を図る。

*遊休農地

農地法第32条第1項において「農地であつて、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」。

(7) 多様な担い手による地域農業の推進

効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者を中心として、女性農業者や高齢農家など多様な担い手が生きがいをもって農業に取り組めるよう、地域の実情に応じた農産物の生産・販売、農用地の利用集積や労働力の調整、機械や施設の共同利用等に取り組む集落営農組織や農村RMO等地域支援組織を育成し、地域全体の農業の効率化を図るとともに、農業委員への登用の推進、人・農地プランの検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、多様な担い手が一層活躍できる環境整備を進める。また、都市近郊である本市の立地を生かした養蜂や歴史ある伝統を受け継ぐしめ縄等、多様な地域農業の進展を図る。

(8) ユニバーサル農業の推進

高齢者や障がい者の社会参画などの効用を農作業の改善や農業の多様な担い手の育成に活かす農福連携等の取組を推進する。

(9) 農業従事者の確保の推進

農業大学校及び農業塾等において、就農予定者の能力に応じた生産技術や経営の指導・助言、これらの機関と県、市、農業委員会、農協との連携を通じた農用地の

調整、就農後の生産方式の改善、経営管理の合理化のための研修等を行い、効率的かつ安定的な農業経営を目指していくことができる意欲ある多様な農業者の確保及び育成を促進する。

なお、女性農業者や高齢農家が十分能力を発揮していくための条件整備として、* 家族経営協定の締結や集落営農組織、農村RMOへの参加等を促進する。

また、農業法人における雇用就農者から効率的かつ安定的な農業経営を目指して自立する農業者に対しても、農業法人と連携しながら、県、市、農業委員会、農協による農用地の調整、就農後の生産方式の改善、経営管理の合理化のための研修等を行っていく。

農業経営の継承にあつては、円滑な継承のため、中小企業診断士や税理士などの専門家と連携し、農業経営の法人化や親元就農への支援、第三者継承に係る相談の実施などにより、円滑な世代更新を促進する。

(10) 農業経営改善計画認定制度の普及等

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置付け、計画の実現に向けて農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため本市と担い手協議会が主体となって、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年（3年目）及び満了年（5年目）を迎える認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践状況の把握・検証と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者の推移は下表のとおりであるが、本市農業の維持・発展を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

年 度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
新規就農者数	8人	6人	4人	3人	4人

(2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標数年間 200人を踏まえ、本市においては年間5人の新規就農者の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から経営定着の段階まできめ細かに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については農業委員会や農協、農地中間管理機構による紹介、就農に向けた情報提供及び就農相談については農起業支援センター（愛知県農業改良普及課内）及び農起業支援ステーション（愛知県農業大学校内）の紹介、技術・経営面については愛知県農業大学校や農協等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が役割を分担しながら密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、認定農業者へと誘導していく。さらに、時代の変化に対応できる能力及び資質の向上を図り、優れた経営感覚を持った青年農業者等を育成する。

市及び農業団体は、小中学生等に、農業及び地域農業の持つ魅力やすばらしさを広く周知し、農業への理解と興味を喚起するための広報活動を推進する。

また新規就農者の確保・育成に向けて、市は、従来からの基幹作物であるナス・イチゴを中心とした栽培において、新規就農者の受け入れを重点的に進め、農協及び愛知県西三河農業改良普及課等関係機関と連携し、栽培技術指導や販路の確保等を行い、所得目標の実現、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び参考としてさらなる所得向上を目指すモデル「ステップアップ経営体」について示す。

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○ 水稲・小麦・大豆経営 平坦部地域 ＜従事者数＞ ・家族2.0人 ・雇用0.4人	＜経営規模＞ 水田 58ha ＜作付面積＞ 水稲 20ha うち移植 10ha うち直播 10ha 小麦 18ha 大豆 15ha 飼料用米 5ha	＜資本装備＞ ・トラクター(50ps) 3台 ・トラクター(80ps) 2台 ・田植機8条 1台 ・不耕起V溝播種機 1台 ・麦ドリルシーダー 1台 ・大豆播種機 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・汎用型コンバイン 1台 ・乗用管理機 1台 ・アタッチメント 一式 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・格納倉庫 1棟	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・管理会計*の導入 *管理会計 簿記記帳結果を経営 状態の把握、計画作成 及び意思決定に役立 てるようにすること (以下同様)	・家族経営協定の締結などに基づく給料制、休日制の導入
	＜経営条件・生産管理等＞ ・小麦・大豆・飼料用米作により生産調整を実施 ・水稲育苗は農協の育苗施設へ委託 ・乾燥調製は農協の共同利用施設に委託 ・受委託調整組織による農地利用集積と作業の効率化		・不耕起V溝直播栽培技術を導入 ・耕畜連携システムの構築 ・実需者ニーズに対応した生産 ・小麦・大豆における明きよ・暗きよによる排水対策の徹底 ・小麦作における葉色生育診断による蛋白質含量の適正化	

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○水稲・飼料 作物経営 中山間地域 <従事者数> ・家族 2.0 人 ・雇用 0.4 人	<経営規模> 水田 23ha <作付面積> 水稲 20ha 飼料用米 3ha	<資本装備> ・トラクター(50ps) 2台 ・田植機8条 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・乗用管理機 1台 ・アタッチメント 一式 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・格納倉庫 1棟	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・管理会計*の導入 *管理会計 簿記記帳結果を経営 状態の把握、計画作成 及び意思決定に役立 てるようにすること (以下同様)	・家族経営協定 の締結などに基 づく給料制、休 日制の導入
	<経営条件・生産管理等> ・飼料用米作により生産調整を実施 ・水稲育苗は農協の育苗施設へ委託 ・乾燥調製は農協の共同利用施設に委託 ・受委託調整組織による農地利用集積と作 業の効率化		・耕畜連携システムの構築 ・実需者ニーズに対応した生産	

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○水稲・しめ縄 複合経営 <従事者数> ・家族 2.5 人 ・雇用 3.5 人	<経営規模> 水田 5 ha <作付面積> 水稲（食用） 4 ha 青刈稲（しめ縄用） 1 ha	<資本装備> ・トラクター(50ps) 3台 ・アタッチメント 一式 ・田植機8条 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・乗用管理機 1台 ・バインダー 2台 ・青刈稲用運搬機 2台 ・トラック(2t) 2台 ・軽トラック 1台 ・育苗施設 1ライン ・乾燥調製施設（主食用米用） 一式 ・乾燥機（しめ縄用） 1台 ・格納倉庫	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・管理会計*の導入 *管理会計 簿記記帳結果を経営 状態の把握、計画作成 及び意思決定に役立 てるようにすること （以下同様）	・家族経営協定の 締結などに基 づく給料制、休 日制の導入
	<経営条件・生産管理等> ・受委託調整組織による農地利用集積と作 業の効率化 ・耕畜連携システムの構築	・実需者ニーズに対応した生産 ・水稲（主食用米）はスーパー等へ直接販 売 ・しめ縄は組合出荷及び個人販売		

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○施設野菜 イチゴ専作 経営	<経営規模> 施設 40a	<資本装備> ・ビニールハウス 4,000 m ² ・高設栽培システム 3,000 m ² ・育苗施設 600 m ² ・作業場 50 m ² ・暖房機 2台 ・予冷库 1台 ・短日夜冷装置 1式 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 1台 ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・炭酸ガス発生機 1台 ・環境モニタリング装置 2台	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結などに基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・共選共販体制
<従事者数> ・家族 2.5人 ・雇用 1.1人	<作付面積> 高設 30a 土耕 10a			
	<経営条件・生産管理等> ・高設、土耕栽培の組み合わせによる高品質、高収益生産の両立 ・多収良食味品種の導入と栽培技術向上による販売額の確保 ・出荷調整作業の外部委託による労力削減 ・パッキングセンターの利用		・家族労力主体、収穫出荷調整への雇用導入 ・炭酸ガスの効率的施用による収量の向上 ・IPM ^{※1} 技術、GAP ^{※2} 手法の導入 ・優良無病苗の導入	

※1) IPMとは Integrated Pest Management で総合的病害虫・雑草管理（以下同様）

※2) GAPとは Good Agricultural Practice で農業生産工程管理（以下同様）

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○施設野菜 ナス専作 経営 <従事者数> ・家族 3.0 人 ・雇用 1.0 人	<経営規模> 施設 30a 露地 15a <作付面積> ナス 45a	<資本装備> ・ビニールハウス 3,000 m ² ・作業場 50 m ² ・暖房機 4 台 ・トラック 1 台 ・トラクター28ps 1 台 ・管理機 ・炭酸ガス発生機 2 台 ・養液土耕栽培装置 1 台 ・動力噴霧器 2 台 ・防風ネット等 一式 ・環境モニタリング装置 1 台 ・炭酸ガス濃度制御機 1 台	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	家族経営協定の締結などに基づく給料制、休日制の導入 ・共選共販体制
	<経営条件・生産管理等> ・周年栽培、販売による所得の確保 ・環境負荷軽減と省力化 ・IPM 技術導入による農業経営の効率化 ・施設栽培では養液土耕栽培システム、ICT を活用した環境制御技術の導入による収量の向上	・単為結果性品種の導入 ・露地栽培は肥効調節型肥料主体及びかん水チューブの利用		

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○施設野菜 キュウリ・ミニトマト 複合経営 ＜従事者数＞ ・家族 3.5 人 ・雇用 1.0 人	＜経営規模＞ 施設 40a	＜資本装備＞ ・ビニールハウス 4,000 m ² ・作業場 50 m ² ・暖房機 4 台 ・トラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・トラクター 1 台 ・炭酸ガス発生機 3 台 ・動力噴霧器 2 台 ・環境モニタリング装置 3 台	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結などに基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
	＜作付面積＞ キュウリ 35a ミニトマト 5a	＜経営条件・生産管理等＞ ・キュウリは、耐病性優良品種の導入、環境モニタリング装置を活用した栽培管理による収量の確保 ・ミニトマトは、高収益性の品種の導入による有利販売	・環境負荷軽減と省力化技術の導入 ・IPM 技術導入による農業経営の効率化 ・家族労力主体、収穫出荷調整への雇用導入	

〔基幹経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○果樹 ブドウ専作 経営 <従事者数> ・家族 2.5 人 ・雇用 3.0 人	<経営規模> ブドウ 140a <作付面積> 露地巨峰 90a 露地欧州系 30a ハウス欧州系20a	<資本装備> ・果樹棚 14,000 m ² ・ブドウ簡易ハウス 2,000 m ² ・トラクター 1 台 ・運搬機 1 台 ・スピードスプレイヤー 1 台 ・トラック 1 台 ・直売所 1 箇所 ・スプリンクラー 一式	・複式簿記による 経営財務管理の 実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の 締結などに基づ く給料制、休日制 の導入
	<経営条件・生産管理等> ・ほ場整備による栽培地の集積、生産物の直売 ・品揃えに配慮した品種の選定		・平行整枝（短梢又は中梢せん定）の導入によ る、長期間の安定生産及び省力化 ・生産物の全量直売 ・付加価値商品の開発・販売 ・鳥獣害対策による被害防止	

〔基幹経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>○果樹 観光ブドウ園 主体経営</p> <p><従事者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族 3.0 人 ・雇用 7.0 人 	<p><経営規模></p> <p>ブドウ 120a</p> <p>ジネンジョ 20a</p> <p>センリョウ 100a</p> <p><作付面積></p> <p>露地ブドウ 100a</p> <p>ハウスブドウ 20a</p> <p>ジネンジョ (露地) 20a</p> <p>センリョウ (林床) 100a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹棚 12,000 m² ・ブドウ簡易ハウス 2,000 m² ・トラクター 1 台 ・運搬機 1 台 ・乗用草刈機 1 台 ・スピードスプレイヤー 1 台 ・トラック 1 台 ・直売所 1 箇所 ・スプリンクラー 一式 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結などに基づく給料制、休日制の導入
<p><経営条件・生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品揃えに配慮した品種の選定 ・ブドウ優良品種の導入 ・ジネンジョ優良無病苗の導入 ・鳥獣害対策による被害防止 		<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値商品の開発・販売 ・ブドウは狩り園販売または直売 ・ジネンジョは農協出荷 ・センリョウは組合による共同出荷 		

〔基幹経営体〕

	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>○果樹</p> <p>ナシ専作経営</p> <p><従事者数></p> <p>・家族 2.5 人</p> <p>・雇用(短時間)</p> <p>1.2 人</p>	<p><経営規模></p> <p>ナシ 190a</p> <p><作付面積></p> <p>早生品種 100a</p> <p>中生品種 50a</p> <p>晩生品種 40a</p>	<p><資本装備></p> <p>・果樹棚 19,000 m²</p> <p>・運搬機 1 台</p> <p>・トラクター 1 台</p> <p>・トラック 1 台</p> <p>・農業用倉庫 100 m²</p> <p>・乗用モーター 1 台</p> <p>・スピードスプレーヤー 1 台</p> <p>・電動剪定バサミ 1 台</p> <p>・スプリンクラー 19,000 m²</p>	<p>・複式簿記による 経営財務管理の 実施</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の 締結などに基づ く給料制、休日制 の導入</p> <p>・雇用従事者の安 定確保</p>
	<p><経営条件・生産管理等></p> <p>・早生種から晩生種まで組み合わせた作型と長期出荷体制</p> <p>・庭先販売を主体とし、一部産直施設への出荷</p>		<p>・スピードスプレーヤー、スプリンクラー、電動選定バサミ等の導入による徹底した省力化</p> <p>・地力作りによる樹勢の安定</p>	

〔基幹経営体〕

	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
〇酪農 専業経営 <従事者数> ・家族 2.0 人 ・雇用 0.1 人	<飼育頭数> 経産牛 50 頭 育成牛 12 頭	<資本装備> ・乳牛舎 1 棟 ・育成牛舎 1 棟 ・乾乳牛舎 1 棟 ・堆肥舎 1 棟 ・ホイルローダー 1 台 ・ダンプトラック 1 台 ・パイプラインミルクカー一式 ・糞尿攪拌機 1 台 ・バルククーラー 1 台 ・給餌機 1 台 ・ふん乾燥ハウス 1 棟	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等）	・家族経営協定の締結などに基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー利用
	<経営条件・生産管理等> ・耕畜連携体制の確立 ・1 頭あたり乳量向上を目指す。 年間泌乳量 9,000kg ・後継牛の 50% は自家育成とする。 ・個体管理の徹底による精密管理の優先		・暑熱対策による生産の安定化 ・衛生管理の徹底 ・計画的な乳牛の更新 ・良品質堆肥の生産	

〔基幹経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>○肥育牛経営</p> <p><従事者数></p> <p>・家族 2.0 人</p>	<p><飼育頭数></p> <p>肉牛 220 頭</p> <p>出荷頭数 110 頭</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥育牛舎 2 棟 ・子牛舎 1 棟 ・倉庫 1 棟 ・堆肥舎 1 棟 ・自動給餌機 4 台 ・ホイルローダー 1 台 ・ダンプトラック 1 台 ・トラクター 1 台 ・テッダーレーキ 1 台 ・ロールベアラ 1 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結などに基づく給料制、休日制の導入
	<p><経営条件・生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携体制の確立 ・肥育牛は交雑種 ・2ヶ月齢で導入し、26ヶ月齢まで24ヶ月間肥育する 	<ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料の1割を国産稲わらに代替 ・稲WC Sを給与する ・個体管理の徹底による精密管理 ・良品質堆肥の生産 		

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>○採卵養鶏 経営</p> <p><従事者数> ・家族 2.5 人</p>	<p><飼育羽数> 採卵鶏 10,000 羽</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成鶏舎 2 棟 ・育雛舎 1 棟 ・中大雛舎 1 棟 ・集卵庫・倉庫 1 棟 ・自動販売機 10 台 ・洗卵選別機 1 台 ・ワゴン車 1 台 ・軽トラック 1 台 ・ショベルローダー 1 台 ・鶏ふん乾燥ハウス 1 棟 ・鶏ふん袋詰機 1 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結などに基づく給料制、休日制の導入
<p><経営条件・生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間産卵量 19.1kg/羽、規格卵、規格外卵を含めて手取り 220 円/kg で有利販売。 ・飼料用米の利用（餌の 5% を代替） ・19 か月まで飼養 更新率 8 割、中雛導入 ・衛生管理の徹底 ・良品質乾燥鶏ふんの生産 				

〔基幹経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>○養豚專業経営</p> <p><従事者数></p> <p>・家族 2.5 人</p>	<p><飼育頭数></p> <p>母豚頭数 120 頭の 一貫生産</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・母豚舎 1 棟 ・肉豚舎 1 棟 ・分娩舎 1 棟 ・育成舎 1 棟 ・浄化槽 一式 ・倉庫 1 棟 ・トラック 1 台 ・ダンプトラック 1 台 ・ショベルローダー 1 台 ・堆肥舎 1 棟 ・飼料原料破砕機 1 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結などに基づく給料制、休日制の導入
	<p><経営条件・生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷頭数 23 頭／母豚 ・種豚は全て外部導入で、更新率 35% ・肥育日数の短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の徹底 ・リサイクル飼料、飼料用米、国産自給飼料の利用（5～7%）を促進 ・良品質堆肥の生産 		

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>○養蜂専業 経営</p> <p><従事者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族2人 ・雇用0人 	<p><経営規模></p> <p>蜂群 50群</p> <p><必要面積></p> <p>巣箱設置場所 750 m²</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巣箱 50箱 ・巣枠 900枚 ・遠心分離機 1台 ・一斗缶 80個 ・ガラス瓶 4,000個 ・貯蔵タンク 1台 ・加温装置 1台 ・ろ過装置 1台 ・軽トラック 1台 ・倉庫 1棟 ・直売所 1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・管理会計*の導入 *管理会計簿記記帳結果を経営状態の把握、計画作成及び意思決定に役立てるようにすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の管理は1人で行い休日確保する。 ・採蜜時のみ2人で作業する。
<p><経営条件・生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間2tの蜂蜜を生産して販売する。 ・授粉用の巣箱を年間100箱販売する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国産蜂蜜として、直売所で付加価値販売する。 		

〔基幹経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○施設花き 観葉植物専作 経営 ＜従事者数＞ ・家族 2.0 人 ・雇用（短時間） 0.5 人	＜経営規模＞ 施設 35a	＜資本装備＞ ・ガラス温室 600 m ² ・硬質フィルムハウス 2,900 m ² ・作業場 100 m ² ・ワゴン車 1 台 ・軽トラック 1 台 ・暖房機 温湯 2 機 ・ミスト装置 600 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結などに基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
	＜経営条件・生産管理等＞ ・苗をオランダから購入 ・4 寸鉢＋5 寸寄せ植え出荷 ・ヒートポンプ（リース）と重油暖房機の併用			

[ステップアップ経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○ 水稲・小麦・大豆経営 平坦部地域 ＜従事者数＞ ・家族 2.5 人 ・雇用 1.0 人	<p>＜経営規模＞</p> <p>水田 87ha</p> <p>＜作付面積＞</p> <p>水稲 30ha</p> <p>うち移植 15ha</p> <p>うち直播 15ha</p> <p>小麦 27ha</p> <p>大豆 23ha</p> <p>飼料用米 7ha</p>	<p>＜資本装備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(50ps) 5台 ・トラクター(80ps) 2台 ・田植機 8条 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・汎用コンバイン 2台 ・乗用管理機 2台 ・アタッチメント 一式 ・トラック (2t) 2台 ・軽トラック 2台 ・フォークリフト 1台 ・不耕起V溝播種機(10条) 1台 ・麦ドリルシーダー 2台 ・大豆播種機 2台 ・育苗施設 2ライン ・ブロードキャスター 2台 ・ミキサー 1台 ・乾燥調製施設 一式 ・格納倉庫 1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用従事者の安定確保 ・雇用従事者の就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・法人化の検討
	<p>＜経営条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小麦・大豆作、飼料用米により生産調整を実施 ・受委託調整組織による農地利用集積と作業の効率化 ・不耕起V溝直播栽培技術の導入 ・小麦・大豆作における明きよ、暗きよによる排水対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・小麦作における生育診断による蛋白質含有の適正化 ・飼料用米に対応した低コスト、多収用途に適した生産技術の確立 		

[ステップアップ経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○水稻・飼料作物経営 中山間地域 <従事者数> ・家族 2.0 人 ・雇用 1.0 人	<経営規模> 水田 35ha <作付面積> 水稻 28ha 飼料用米 7ha	<資本装備> ・トラクター(50ps) 3台 ・田植機 8条 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・乗用管理機 1台 ・アタッチメント 一式 ・トラック (2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ミキサー 1台 ・格納倉庫 1棟	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底	・雇用従事者の安定確保 ・雇用従事者の就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・法人化の検討
	<経営条件> ・飼料用米により生産調整を実施 ・受委託調整組織による農地利用集積と作業の効率化 ・水稻育苗は農協の育苗施設へ委託 ・乾燥調製は農協の共同利用施設へ委託	・飼料用米に対応した低コスト、多収用途に適した生産技術の確立 ・耕畜連携システムの構築 ・実需ニーズに対応した生産		

[ステップアップ経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>○酪農 専業経営 <従事者数> ・家族 2.5 人 ・雇用 3.0 人</p>	<p><飼育頭数> 乳牛 150 頭</p>	<p><資本装備> ・乳牛舎 1 棟 ・乾乳牛舎 1 棟 ・ふん乾燥ハウス 1 棟 ・堆肥舎 1 棟 ・飼料庫 1 棟 ・給餌機 2 台 ・飼料攪拌機 1 台 ・ミルクパーラ 一式 ・バルククーラー 1 台 ・ほ乳ロボット 1 台 ・ホイローダー 2 台 ・ダンプトラック 2 台</p>	<p>・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等）</p>	<p>・雇用従事者の安定確保 ・雇用従事者の就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日性の導入 ・ヘルパー利用</p>
	<p><経営条件・生産管理等> ・1 頭あたり乳量の向上を目指す 年間泌乳量 9,000kg ・後継牛は外部導入により確保 ・稲 W C S を乾物換算で粗飼料の 2 割程度代替利用</p>	<p>・耕畜連携体制の確立 ・良品質堆肥の生産</p>		

[ステップアップ経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○採卵養鶏 経営 <従事者数> ・家族 2.5 人 ・雇用 4.4 人	<飼育羽数> 採卵鶏 80,000 羽	<資本装備> ・ウィンドウレス鶏舎 2 棟 ・集卵庫・倉庫 1 棟 ・ファームパッカー 1 式 ・自動販売機 2 台 ・鶏ふん袋詰め機 1 台 ・トラック 1 台 ・リフト 1 台 ・軽トラック 1 台 ・ショベルローダー 1 台 ・鶏ふん乾燥ハウス 1 棟	・複式簿記による 経営財務管理の実 施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・コンプライアン スの徹底（家畜伝 染病予防法、家畜 排せつ物法等）	・雇用従事者の安 定確保 ・雇用従事者の就 業規則の整備 ・社会保険等の加 入
	<経営条件・生産管理等> ・ほとんどをG Pセンター*に出荷 ・年間産卵量 19.1 kg/羽 ・大すう導入 ・生産効率と省力化を優先 ・衛生管理の徹底		・飼料用米の利用（餌の 5%を代替） ・良品質乾燥鶏ふんの生産	

※G Pセンターとは Grading and Packaging Center で鶏卵選別包装施設

[ステップアップ経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>○施設花き 観葉植物 専作経営</p> <p><従事者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族 2.5 人 ・雇用 3.0 人 	<p><経営規模></p> <p>施設 60a</p> <p><作付面積></p> <p>アンスリウム</p> <p>他 60a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス温室 600 m² ・硬質フィルムハウス 5,400 m² ・作業場 200 m² ・暖房機 温湯 4 機 ・トラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・ミスト装置 6,000 m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用従事者の安定確保 ・雇用従事者の就業規則の整備 ・法人化の検討 ・社会保険等の加入
	<p><経営条件・生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗を海外から購入 ・4寸鉢、5～6寸寄せ植え出荷 ・ヒートポンプ（リース）と重油暖房機の併用 ・庭先集荷による市場出荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリジナル商品の開発による高付加価値化 ・SNS等を利用した営業 		

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示した農業経営の実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目指すべき農業経営の指標は、現に市内で展開している優良事例を踏まえつつ、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標のうち基幹経営体の指標の3割程度の農業所得を目標とする。

近年、本市及び周辺地域において非農家出身者による新規参入実績があるとともに、地域における受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い営農類型を示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○イチゴ専作 経営 平坦部地域 ＜従事者数＞ ・家族1.0人 ・雇用0.2人	＜経営規模＞ 畑 18.5a	＜資本装備＞ ・ビニールハウス 1,500㎡ ・高設栽培システム 1,500㎡ ・育苗施設 250㎡ ・作業場 20㎡ ・暖房機 1台 ・予冷库 1台 ・動力噴霧器 1台 ・軽トラック 1台 ・炭酸ガス発生機 1台 ・環境モニタリング装置 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	＜作付面積＞ イチゴ 15a	＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・優良無病苗の導入 ・JA共選共販体制に即した生産と販売		

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>○ナス専作経営 (夏秋ナス)</p> <p>平坦部地域</p> <p><従事者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族 1.0 人 ・雇用 4.0 人 <p>(短時間)</p>	<p><経営規模></p> <p>畑 30a</p> <p><作付面積></p> <p>ナス 30a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽トラック 1 台 ・作業場 50 m² ・トラクター 1 台 ・管理機 1 台 ・動力噴霧器 1 台 ・灌水装置 一式 ・刈り払い機 1 台 ・防風ネット等設備 一式 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大を指した経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業労力の分散 ・雇用の導入
	<p><導入が望ましい経営形態及び生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力機械の取得 (中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・鳥獣害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入苗 (成苗) の利用 ・環境保全型技術の導入 (IPM、土壌診断等) ・GAP 手法の導入 ・収穫ピークに雇用導入 ・中古や貸借により初期投資を抑制 		

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○イチジク主体経営（補完露地野菜） 平坦部地域 ＜従事者数＞ ・家族 1.0 人 ・雇用 1.0 人 （短時間）	＜経営規模＞ 畑 50 a	＜資本装備＞ ・雨よけハウス 30 a	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	＜作付面積＞ イチジク 30 a スイートコーン 20 a ニンジン 20 a	・かん水施設 30 a ・作業場 100 m ² ・収穫台車 1 台 ・トラクター 1 台 ・トラック 1 台 ・動力噴霧器 1 台		
＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞				
<ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培を目指した施設の取得（中古を含む） ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共販体制に即した生産と販売 		<ul style="list-style-type: none"> ・イチジクは簡易雨よけ施設栽培、農協共同出荷 ・野菜は農協出荷、共販組織がない場合は直売所で販売 		

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
市域全体 おおむね60%	1 シェアの算定にあたっての分母とする農用地は耕地面積とする
六ツ美地区 おおむね85%	2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。
矢作地区 おおむね85%	
葵地区 おおむね25%	
東部地区 おおむね60%	
額田地区 おおむね20%	

○効率的かつ安定的な農業経営における集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように本市、農業委員会、農協、農地中間管理機構による農地中間管理事業の実施や人・農地プランの実質化でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農協、農地中間管理機構、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた認定農業者への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次のとおり進めることとする。

- (1) 岡崎地区については、ほ場整備事業の完了した平坦地を中心に、地域の担い手への農用地の利用集積が進んでいる。今後、担い手や農業生産組織等の育成・強化及び後継者の確保を図るとともに、農地の高度利用を促進し、農用地の面的な利用集積を推進する。
- (2) 額田地区については、農業従事者の高齢化、担い手の不在・不足、不利な地理的・地形的条件等により、農用地の利用集積が十分に進んでいない。今後は、(株)アグリみかわのほかにも、地域の多様な担い手の育成と農用地の利用集積を推進する。
- (3) 岡崎地区の東部、北部及び額田地区の大部分を占める中山間地域では遊休農地対策が課題となっている。獣害対策の促進を図るとともに、遊休農地の再生利用を行う受け手を支援することにより、その解消と担い手育成を推進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性である、都市近郊型農業の多様な農業生産の展開や高齢化・兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (5) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

平坦部においては、ほ場整備事業の実施により高能率な生産基盤が形成された地域で、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行われるよう努める。

また、中山間地域においては、(株)アグリみかわを中心に、農作業の受委託を実施し、

担い手不足の下で多発している遊休農地の発生防止と解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあつては、a、d及びeに掲げる要件のすべて)を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の総面積が農地法第3条第2項第5号の別段の面積以上であること。但しその者が農業関連学校や農業関連研修を了している新規就農者または定年帰農者である場合については上記下限面積を概ね10aとする。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、認定農業者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項(ア)のa及びb

に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、aに掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）である場合は、次に掲げるすべてを満たすものとする。

(ア) その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第2条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の

条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める

様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農協は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イからウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 本市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、(5)のイ及びウの規定による土地改良区、農用地利用改善団体—又は農協から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、(6)のウに掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（(1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用

目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のオに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のオの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のオからカまでに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転する

ものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた者は、その利用権設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、賃借又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

イ 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 本市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

エ 本市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 人・農地プランによる担い手への農地集積・集約化の推進

本市が主体となって、農業委員会、農協、土地改良区等と連携して、支援した地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や、将来の農地の姿を定め、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

3 農地中間管理事業の推進に関する事項

本市は、農地中間管理事業により、人・農地プランに定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的な促進につながるよう、農業委員会、農協の関係機関と一体となって推進し、農地中間管理機構への情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域

- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - (カ) その他必要な事項
- イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
- ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - (ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - (エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市掲示板への掲示により公告する。
- エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限

る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

- (ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地については農作業の委託を受けることが確実にであると認められること。
- (ウ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

エ イで規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、「認定農業者」と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる「農業経営改善計画」とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定

団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に
利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定
農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利
用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っ
ていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等
又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る
ように努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・
援助に努める。

イ 本市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利
用改善事業の実施に関し、愛知県西三河農業改良普及課、農業委員会、農協、農
地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図
りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行わ
れるように努める。

5 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する
上で必要な条件の整備を図る。

ア 農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性につい
ての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の
組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さ
らには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金
の基準の設定

(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等

農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じ
て、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地中間管
理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推

進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、「おかざき農業塾」や先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者・非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

受入れ環境の整備

次代を担う新規就農希望者に対しては、西三河農起業支援センター（愛知県西三河農業改良普及課内に設置）及び愛知県農業大学校内に設置した農起業支援ステーションを核に、市、農業委員会、農協などと連携しながら情報交換会を開催するとともに、就農相談窓口を設置し、就農希望者に対して、市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、研修の受入れを行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって愛知県西三河農業改良普及課、農業委員会、農業経営士会、農協、愛知県立農業大学校等と連携・協力して、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、就農時の初期投資費用の助成や、農協と連携し産直部会等への紹介などを行い、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

愛知県西三河農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援

する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への指導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については西三河農起業支援センター（愛知県西三河農業改良普及課内に設置）、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県西三河農業改良普及課、農協、認定農業者、農村生活アドバイザーや農業経営士、農地の確保については農業委員会、農協、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、担い手育成型の農業生産基盤整備事業の促進を通じて水田の大区画化を進め、担い手への土地利用集積により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を推進する。

イ 本市は、水稲作、転作を組み合わせた望ましい経営の育成を図るため、全集落の半数近くが取り組んでいるブロックローテーションによる田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積・集約化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 本市は、農業振興地域内の集落を対象として農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、担い手協議会の機能を活かし、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和7年度（2025年度）に向けて第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等

について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農協及び土地改良区は、それぞれの果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、各団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤の強化の促進に必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、令和4年3月9日から施行する。

別紙1 (第4の1の(1)カ関係)

利用権の設定等に関する要件が緩和される場合は、以下の1～12に掲げる場合とする。

ただし、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を次の2から4までに掲げる場合であって、別表1の左欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあっては、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表右欄の要件を備えることとなるときに限り、利用権の設定等を行うものとする。また、次の5、9又は10に掲げる場合であって、対象土地を別表2の左欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあっては、その者が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表右欄の要件を備えることとなるときに限り、11又は12に掲げる場合にあってはその者が利用権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができるものと認められるときに限り、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合
- 2 地方公共団体が対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため利用権の設定等を受ける場合
- 3 農地法施行令（昭和27年政令）政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合
- 4 農地法施行令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合
- 5 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
- 6 市町村、農業協同組合、一般社団法人（市町村が社員となっているものその有する議決権（その社員のうち農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となっているものでその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）（以下「市町村等」という。）のうち効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用の集積を図る目的をもって農用地等を買入れる事業を継続的に実施している者が地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用の集積を図る目的をもって農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、又は交換する（売渡し又は交換までの間に一時的に貸し付けることを含む。）ために所有権の移転を受ける場合（7の場合を除く。）

く。)

- 7 市町村等のうち利用権の設定等と併せて行う新たに農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修を行う事業を継続的に実施している者が当該事業を実施するために利用権の設定等を受ける場合
- 8 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が農地中間管理機構に対象農地について利用権の設定を行うために利用権の設定等を受ける場合であって、当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象農地について利用権の設定を行う見込みが確実であるとき。
- 9 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である者を除く。）が対象農地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合
- 10 生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）が対象土地を農用地以外の土地として同号に掲げる事業に供するため利用権の設定等を受ける場合
- 11 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人が対象土地を農業用施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合
- 12 農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人が対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合

別表 1

農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）	法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる要件
木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことがきると認められること。
農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）	その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別表 2

木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことがきると認められること。
農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）	その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第4の1(2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）
<p>1 存続期間は3年、6年、10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して利用権の設定等を行う場合は、開発して農用地とすることが適正な土地について利用権の設定等を行う場合は開発して、その効用を發揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じ適切と認められる一定の期間。）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、利用権の設定等の時期は、特別な事情を除き、原則として4月、11月に行うものとする。そのため、期間満了後に更新する場合であって、4月又は11月に設定していないものにあつては、終期を3月末又は10月末までとし、次回更新時に4月、11月に設定できるよう調整するものとする。ただし、この他の期間で設定したい旨の申出があつた場合は、この限りではない。</p> <p>【例】</p> <p>当初契約期間 : 2005年5月1日～2015年4月30日 10年間 次回更新契約期間 : 2015年5月1日～2025年10月30日 10年6カ月間</p>
<p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>
② 賃借の算定基準
<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃借料等の情報を参考に、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃料はそれを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>

る。この場合において、その金銭以外のもので定められる賃借の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号 農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものとする。

③ 借賃の支払方法

- 1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る賃借の全額を一時に支払うものとする。
- 2 1 の支払は、賃貸人の指定する農協等の金融機関の口座に振込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

④ 有益費の償還

- 1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
- 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

I の①に同じ。

② 借賃の算定基準

- 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。
- 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
- 3 開発して農業用施設用地とすることが適正な土地については、I の②の 3 と同じ。

③ 借賃の支払方法

I の③に同じ。

④ 有益費の償還
Iの④に同じ。

Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）
Iの①に同じ。
② 借賃の算定基準
1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③ 借賃の支払方法
Iの③に同じ。この場合におけるIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。
④ 有益費の償還
Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。
② 対価の支払方法
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所有権移転の時期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。